



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年3月5日（水） 号 外 （第2号）

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定（薬務課）

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第52号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月5日

群馬県知事 山 本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1S-LSD）及びその塩類
- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン（通称名MPT、M e t h y l p r o p y l t r y p t a m i n e）及びその塩類
- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロボキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和7年3月6日